

平成23年8月19日

安全対策連絡協議会

(第23回)

1 管内の治安情勢

(1) はじめに

本年(1月～5月)、アトランタ市警発表の犯罪統計によると、殺人事件は減少(18%減)していますが、強姦事件が昨年と比較して33件増加(106%増)、強盗事件が70件増加(9%増)しています。

最近では、「玄関ドアがロックされたので開けたところ、来訪者にいきなり顔面を撃たれ住人が死亡した事案(6月)」、「同様に玄関ドアを開けたところ来訪者にいきなり腹部を撃たれて住人が重体となった事案(7月)」等の凶悪な発砲事件が発生しています。また、比較的安全とされる北部地区(アトランタ市警第2分署管内)でも、車上ねらい事件が連続発生しています(7月)。

日本と同じ感覚で振舞えば、事件の被害者になる可能性が高まります。犯罪の被害者にならないためにも、当地の治安情勢については日ごろの注意するよう心がけましょう。

(2) 犯罪の認知件数

ア 2011年(1月～5月)のアトランタ市内における各種犯罪の認知状況は以下のとおりです。

～ ア ト ラ ン タ 市 警 察 発 表 ～

【凶悪犯】	2011年 (1～5月)	2010年 (1～5月)	増減
殺人	28件	34件	18%減
強姦	64件	31件	106%増
強盗	860件	790件	9%増
加重暴行	1375件	1314件	6%増
小計	2327件	2169件	7%増

【財産犯】

侵入窃盗	2721件	3132件	13%減
単純窃盗	6802件	6611件	3%増
自動車盗	1941件	1867件	4%増
小計	11464件	11610件	1%増
主要犯罪合計	13791件	13779件	微増

※ 東京（2009年、年間）では、殺人120件、強盗657件、強姦213件、侵入窃盗10770件

※ 人口 アトランタ市 41万人（都市圏425万人）、東京1300万人

イ アトランタ市警市内6署の犯罪認知件数（2011年1月～5月）

	殺人	強姦	強盗	悪質暴行	侵入盗	窃盗	自動車盗
1分署	6	13	173	360	581	730	285
2分署	1	7	50	59	274	1218	174
3分署	6	17	175	360	664	1000	454
4分署	9	18	179	317	688	975	489
5分署	4	4	160	143	196	2007	280
6分署	2	5	123	136	318	872	259

※ 第1分署、3分署、4分署での犯罪が多発している。

2 犯罪被害に遭わないための対策

(1) 日常生活において

- ◇ 在宅時も常に施錠する。
- ◇ 外出時、就寝時は必ず施錠。施錠確認の習慣を身につける。
- ◇ 貴重品類の保管場所は常に見直す。
- ◇ 必要な防犯機器は費用を惜しまずに設置する。

- ◇ 屋外の窓下には箱などを置かない。賊が侵入しにくい環境をつくる。
- ◇ 不意の来訪者がある場合は、ドアを開ける前に十分に相手の身元を確認する。
- ◇ 日頃から「異常」がないか確認する習慣をつける。
- ◇ 監視されている可能性もあるので、移動のパターンをいくつか作る。
- ◇ ご近所から周辺の治安情報について収集。 異常があればすぐに対策をとる。
- ◇ 身近に迫った異常については、「冷静」に対応策を考えて行動する。
- ◇ 「緊急連絡網」を作って電話の傍に置いておく。

(2) 夜間外出するとき

- ◇ 絶対に暗い場所を一人で歩かない。
- ◇ 目的地までの移動は素早く行う。 寄り道はできるだけ避ける。
- ◇ 街中では、不審な人物がいないか常に注意する。背後の気配にも注意する。
- ◇ 多額の現金、不要な貴重品は持ち歩かない。
- ◇ 強盗に襲われた場合は、身体の安全を最優先して、無理な抵抗をしない。

(3) 長期間留守をするとき

- ◇ 戸締まりの確認を必ずしてから外出する。
- ◇ 新聞、郵便物が溜まらないよう、業者、郵便局に配達の一時停止を手続きするか、隣人、友人の協力を得るようにする。
- ◇ 夜間照明のタイマー点灯で、在宅と思わせる工夫をする。
- ◇ 家の鍵を足ふきマットの下や植木鉢の中などに隠し置きしない。

(4) 自家用車について

- ◇ 「安全運転」を心掛け、駐車時その場所が安全か確認する。
- ◇ 駐車中は、必ずドアをロックする。
- ◇ 駐車中の車内には犯罪を誘発するようなバック類を置かない。
- ◇ アラームなどの防犯装置の設置を検討する。
- ◇ 運転中に尾行されている可能性もあるので、異常を感じたら、安全な場所（例えば車の通りの多い場所）に避難する。

- ◇ 日常の運転ルートを複数用意しておく。
- ◇ 運転前に、車の周り、内部に異常がないかを確認する。
- ◇ 運転中は、常に回りの状況を確認する。
- ◇ 道路地図、緊急連絡先などを常備しておく。

3 交通事故防止

(1) 情勢

ア 米国の交通事故死亡者数は、3万人以上（2009年、33808人）

日本は、5千人未満（2009年、4914人）

イ アトランタ市～交通事情は全米の年でワースト10位

ウ 昨年8月には、ユタ州ブライスカニオンに向かう途中で日本人観光客を乗せたバスが横転して日本人3名が亡くなる事故が発生しました。

(2) 安全運転のための基礎知識

「飲酒運転はしない」

「疲労は大敵、早めの休憩を」、「シートベルトの着用」

「慣れない夜間の運転に注意」、「慣れない自然環境に注意」

(3) 運転中の携帯電話の使用制限

ア 18歳未満～携帯電話の使用の禁止

イ 18歳以上～携帯メール機能の使用禁止

- ・ 禁止事項～画面を見ること、文字を入力すること、送受信すること
- ・ 赤信号で停車時に使用する場合も同様
- ・ 反則金～150ドル
- ・ 例外～犯罪行為についての通報や人命に関する場合

4 生活習慣の違いについて

(1) 親子の関係

ア 子供の親権問題 ～ 相談先 当館 HP 参照 ～

米国の国内法（刑法）では、父母のいずれかが親権（監護権）を有する場合又は離婚後も子供の親権を共同で有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子供を連れ去る行為は重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています。

イ 子供の留守番について

（ア） ジョージア州は子供の留守番について次のような指針を定めています。

～各地の教育委員会、お子さんの通学先などに併せてご確認ください～

- ・ 8歳以下の子供は一人で留守番させない。
- ・ 9歳から12歳の児童は、その発育の状況に応じて短時間（目安として2時間以内）留守番しうる。
- ・ 13歳以上の児童は、発育の状況に応じて一人で留守番しうるが、留守番の時間は12時間若しくは夜間に及ばないように配慮すること。
- ・ 発育障害等のある児童を一人で留守番させない。

（イ） 児童に伝えるべき事項

- ・ 緊急時の連絡先（「911」通報など）
- ・ 緊急時の対処報報（火災発生時の対応や不審者が来た場合の対応）
- ・ 父母の携帯番号や職場の連絡先、自宅の住所（通報受理者に伝えることができるか）
- ・ 信頼のおけるご近所の連絡先
- ・ 言葉に不自由がある場合の対処方法（ご近所の方等に助けを求める等）

（ウ） 児童と車の関係 ～ 「安全に関する説明会」より ～

8月13日、ジョージア日本語学校で「安全に関する説明会」を行ったところ、「買い物の際など、子供を一時的に車内に残して買い物をすることもあるが、車内に残していい子供の年齢について教えて欲しい。」との質問が寄せられました。

ジョージア高速道路警察やアトランタ市警等に確認したところ、

「児童を車内に残すこと」に関する具体的な法令は整備されていないが、18歳未満の子供は少年保護法の対象となっており、車内に当該児童を残すことで問題が発生した場合は、同法等が適用される。

とのことで、

「車内に残された子供が泣いている」、「炎天下（極寒）の中、子供が車内に残っている」場合などで警察が当該児童を保護した場合は、警察が一時保護して児童相談所等に引継ぎ、裁判所が親への引継ぎの判断をする場合が多い。

とのことでした。

更に、ジョージア州保険課は、

- ・ 僅かな時間（1分）であるとしても車内に子供を残すべきではない。
- ・ 日頃から、子供が残っていないかを確認する習慣をつけること。

としており、住民に対しては、

- ・ 駐車車両の中に子供だけが残されていれば、直ちに「911番」通報すること。

を呼びかけています（ www.kidsandcars.org 参照）。

本年に入りGA州では、3名の子供が車内に取り残されて死亡（全米では21人）しています。その中には介護者が過失致死罪に問われて逮捕された事案もあります。（死亡した子供の年齢は5ヶ月、2歳、5歳）

車内に子供だけを残すことは、熱中症等の他、誘拐などの犯罪被害に巻き込まれる危険性もあるため、日本同様、社会的反響が大きな事案に発展します。

「子供が寝ているから」とか「駄々をこねるから」としても、車内に子供を残すことなく一緒に行動しましょう。高齢者や体の不自由な方についても同じような対応が必要です。

（2） 家庭内暴力

ア 国際結婚されている方の中には、外国人の相手とのコミュニケーションギャップや価値観の違いから、虐待や深刻な事態に直面している方もいらっしゃいます。

家庭問題にかかる相談は早めに関係団体・機関へご相談ください。当館でも、必要に応じて、問題可決のための助言を行っています。

イ 日本人同士の夫婦の場合でも、日本と同じような感覚で夫婦喧嘩をしまい、当事者の一方が当地警察に逮捕される事案が発生しています。

～ 最近の逮捕事案 ～

○ 米国内の空港で些細なことから口論となり、公衆の面前で妻が夫を平手打ちしたことから、同妻が警察に逮捕された事案。

- 夫婦で自宅で飲食中に些細なことで口論となり、夫から家の外に追い出された妻が、屋外で泣いていたため、隣人が警察に通報し、夫が警察に逮捕された事案。

5 災害・テロ対策

(1) 最近の事例

本年4月に2回、当館管轄州（アラバマ州等の南部地区）で大型の竜巻被害が発生し、多数の死傷者が出ました。当館では被災地に直接赴いたり、在留届に基づく在留邦人の安否確認を行いました。

(2) 災害対策

ア 緊急事態への日頃の準備

「緊急事態」に備えて、日頃からの準備が大切です。

「非常用物資（目安：2週間は凌げる量）」を身近にまとめて管理しておきましょう。

(ア) 非常用持ち出し物資

- ◇ 飲料水（1人1日当たり1ガロン） ・ 長期保存可能な食料品 ・ 医薬品
- ◇ 履き物 ・ 衣類（季節に合わせた着替分も） ・ 家族全員の医療情報リスト
- ◇ パスポート ・ 現金 ・ クレジットカード類 ・ 貴重品 ・ 自宅と自動車のスペアキー
- ◇ ラジオ ・ 懐中電灯（予備の電池も） ・ マッチ ・ 地図 ・ 折りたたみ傘
- ◇ 洗面道具 ・ トイレtpペーパー ・ ビニールシート ・ 固形燃料
- ◇ 携帯用の鍋 ・ やかん ・ 紙皿 ・ 紙コップ ・ 割り箸 ・ 缶切り ・ 栓抜き
- ◇ 帽子 ・ サングラスなど

(イ) 連絡先リスト

- ◇ ご家族全員の携帯電話番号 ・ 勤務先 ・ 最寄りの病院 ・ 警察
- ◇ ホームドクター ・ 学校 ・ 日本の大駐館 ・ 総領事館などの電話番号

イ 緊急事態が発生したとき

- (ア) 落ち着いて冷静に対処。

- ・ 冷静に行動する。根拠のない「噂」に惑わされない。パニックに陥らない。
- ・ 群衆に近づかない、群衆の動きにまどわされない。

(イ) 最新情報の入手に努めましょう。

- ✓ CNN、NBC、FOXなどのTVニュース
- ✓ 国土安全保障省(緊急情報) <http://www.fema.gov>
- ・ 日本の外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 在アトランタ日本国総領事館

(2) 米国のテロについて

ア 現状

米国は、ウサマ・ビン・ラディン(UBL)の殺害後も米本土に対するアルカイーダの脅威は継続しているとしています。UBLの後継者のザワヒーリもUBL殺害に対する米国への報復を呼びかけています。

イ 脅威度について

本年4月より、「elevated(高い)」、「imminent(切迫している)」で表記。

現在はいずれも表記されていないが、連邦警備局は高い警戒レベルを維持しているとしています(8月17日現在)。

詳細は、米国土安全保障省のHPをご確認ください。

http://www.dhs.gov/files/programs/Copy_of_press_release_0046.shtm

(4) 空港の利用について

ア 一般的な注意事項

- ・ 液体、ペースト状物品の機内持ち込み制限
- ・ ライター、刃物等の危険物の持ち込み禁止
- ・ TSAロック以外の鍵は破綻検査の対象。
- ・ その他、身分証明書の提示、靴の着脱、ノート型パソコンの取り出し等については、事前に下記のサイト等でご確認下さい。

イ フル・ボディー・スキャナ、パットダウン

TSA は検査に対する協力を求めています。検査を拒否した場合、飛行機に乗れないこともあります。

ウ 空港到着の目安 ～ 出発には余裕を持って ～

国内線（搭乗開始の 1 時間 30 分以上前） ・ 国際線（2 時間以上前）

6 全米・カナダ邦人安否確認システム

(1) システムの概要

外務省は、米国、カナダにおいて大規模な災害などが発生した場合に稼働（平時は利用できない）するシステムを整備しています。本システムを利用すれば、米国、カナダの滞在者がシステムに伝言を残した場合、日本国内の家族はその伝言を聞くことができます。伝言を聞くためには、伝言を登録した者の電話番号と生年月日がパスワードとして必要です。～詳細は、当館ホームページをご覧ください～

(2) 連絡先

「1-866-903-2674」, 「1-866-904-2674」, 「1-866-905-2674」

米国、カナダからは通話料無料。その他の国、地域からは通話料がかかります。

7 領事班からのお願い

(1) 旅券の管理と有効期限について

パスポートは、日本国政府が発行する国際的身分証明書であり渡航文書です。有効期限が切れてしまうと再発行の手続きなどが必要となります。特に年末年始にかけて、一時帰国や米国外に渡航される方は、今一度旅券の所在と有効期間の確認をお願いします。

～ 最近の盗難、紛失事案の例 ～

○ 盗難被害事案

- ・ キャンパス内のベンチにパスポートを入れたブックバックを置き忘れ、すぐに取りに戻ったが、バックが盗まれていた。
- ・ 車で旅行中、貴重品やパスポートを入れたバックをサービスエリアに忘れて盗まれた。

○ 紛失事案

- ・ アトランタ空港内の地下鉄を使って使用のコンコースに向かっていたところ、孫と自分のパスポートを入れたバックを地下鉄車両内に置き忘れた。（被害品は後日ゴミ集積所で発見された。）
- ・ パスポートを携帯してジョギングしていたところ、パスポートを落として紛失した。

（３） 「在留（転出・変更）届」提出について

緊急事態が発生した場合、当館は、「在留届」に基づいて調査します。「在留届」の提出をお忘れのないようお願いいたします。その他、帰国・転居時等の「変更届」、「在外選挙」などの提出も併せてお願いいたします。

在アトランタ総領事館

3500 Lenox Rd. Suite 1600,

Atlanta, GA 30326

電話 404-240-4300

FAX 404-240-4311